千葉県内で災害が発生した場合 2

災害発生！	**身の安全確保　避難する** ○自分と家族、近隣の安否を確認する

発災時・直後

（生命救出期）
24 時間以内

（1日）

職務中の場合

避難誘導・安否確認・情報の収集提供
○来所中の利用者への配慮し、速やかに避難誘導する
（社会福祉センター防災訓練のとおり迅速な行動をする）

■チェック項目
□メガホン・懐中電灯の持ち出し　□携帯ラジオの持ち出し
□ヘルメットの持ち出し　□必要な連絡網（リスト）の持ち出し

○けが人の有無の把握・必要な応急措置
○安否確認状況について点呼し上席者へ報告
○情報の収集・提供

■チェック項目
○館内利用者の帰宅困難時への配慮
□気象情報・交通情報・行政情報・災害情報の提供等
情報入手機関：日赤千葉県支部・千葉県・千葉市災害対策本部・ＮＨＫ千葉等
近隣の帰宅支援ステーションの案内

館内点検
○二次災害の防止　（社会福祉センター被災状況報告書に基づく:参考 14 ページ）
但し、建物が傾いている場合には入館不可

緊急会議
○在席職員の職制に従い会議を行う
○災害支援本部の設置検討

■チェック項目
□残留職員・帰宅職員の確認・決定　□事務所使用不能時の対応
□帰宅指示・帰宅ルートの確認　□宿泊・休憩場所の確保
□通信手段の点検　□食料調達(備蓄品の利用など)
□本日の任務の協議・実施　□明日の任務・行動スケジュールの協議
□各種行事・会議・出張等は協議のうえ、中止・延期の措置を講ずる

勤務時間外の場合

職員の安否確認
○連絡網による連絡(連絡網の複線化)

参集:職員参集基準(12 ページ)を確認し、行動を決定する。
○テレビ・ラジオ、地域情報で被災状況の把握
○参集時の留意点(交通手段・服装)

集合し、確認・協議する
○参集可能な職員の職制に従い本部会議を開催する
○災害支援本部の設置検討
○役割の分担・確認・協議・活動実施
○本日の任務の協議・実施　○明日の任務・行動スケジュールの協議

身の安全 ⇨ 避難(誘導)する ⇨ 参集する ⇨ 確認する ⇨ 会議する